

松伏町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

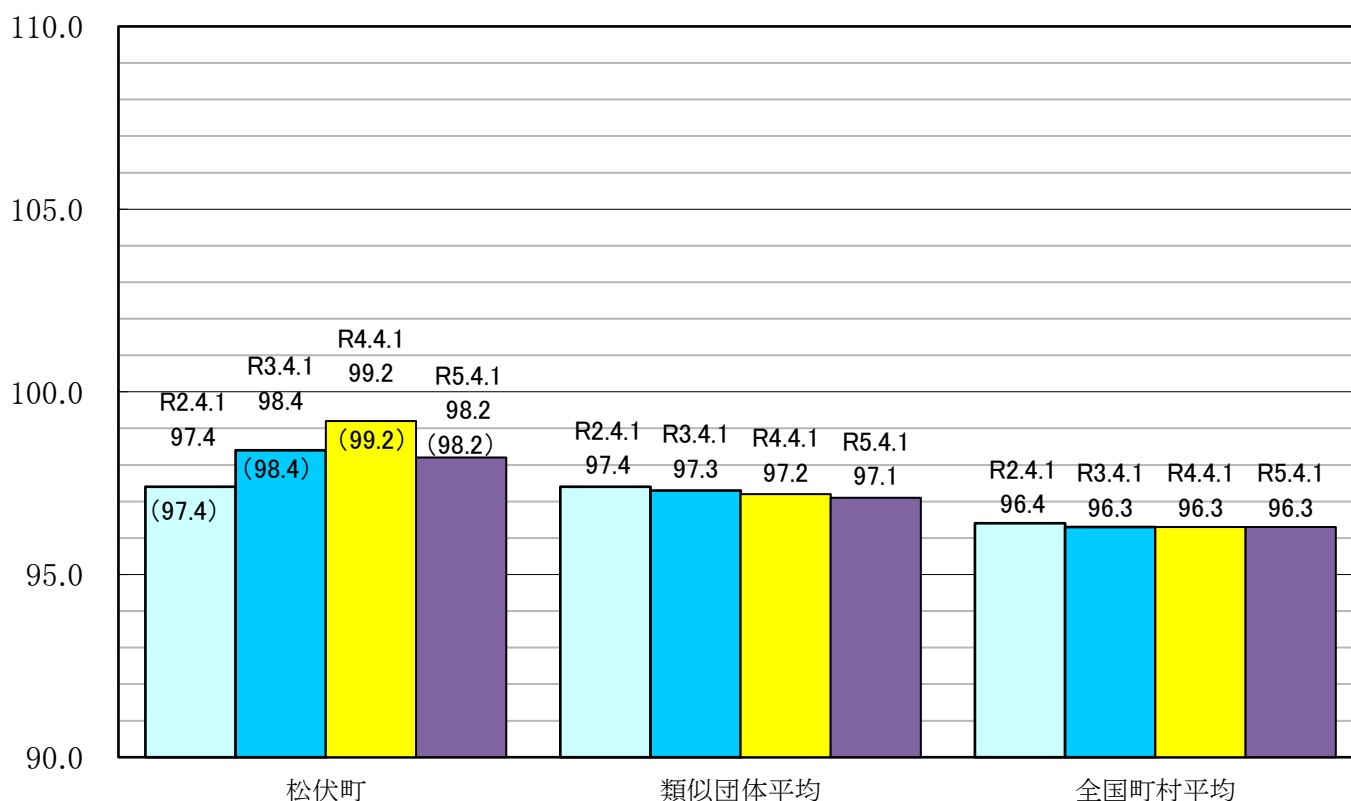
区分	住民基本台帳人口 (5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	人 28,394	千円 10,705,400	千円 640,643	千円 1,725,054	% 16.1	% 16.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				計 B	(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
4年度	人 179	千円 675,427	千円 144,221	千円 265,769	千円 1,085,417	千円 6,063	千円 5,685	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

- ※ 令和5年4月1日のラスパイレズ指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、
②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

〔 実施 未実施 〕

給料表の改定実施時期	平成27年4月1日
内容	行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%の引下げ。若年層については、最小で引下げ無し。高齢層については、最大で4%の引下げとなっている。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、行政職の給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

支給割合	国基準6%に対し、松伏町においても6%を支給。
実施時期	平成27年度4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年度4月1日時点は4%、給与改定後は平成27年4月に遡及し5%、平成28年4月1日時点から6%を支給。

(参考)

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合	令和2年度の支給割合	令和3年度の支給割合	令和4年度の支給割合	令和5年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後								
国基準による支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
松伏町の支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
松伏町	44.2 歳	318,233 円	374,097 円	366,899 円
埼玉県	41.8 歳	317,507 円	410,989 円	365,421 円
国	42.4 歳	322,487 円	404,015 円	— 円
類似団体	41.3 歳	304,046 円	376,949 円	337,759 円

② 技能労務職

区分	公務員						民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)		
松伏町	* 歳	1 人	* 円	* 円	* 円	飲食物調理従事者	44.8 歳	269,300 円		
埼玉県	55.9 歳	153 人	332,633 円	386,940 円	369,843 円	—	歳	— 円		
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	329,178 円	— 円	—	歳	— 円		
類似団体	51.9 歳	— 人	295,730 円	325,909 円	314,418 円	—	歳	— 円		

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
松伏町	* 円	3,577,300 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和2年度～令和4年度の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
松伏町	43.7 歳	400,200 円	494,442 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	松伏町	埼玉県	国	
一般行政職	大学卒	191,700 円	194,711 円	185,200 円
	高校卒	158,900 円	161,396 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	158,900 円	164,037 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在)

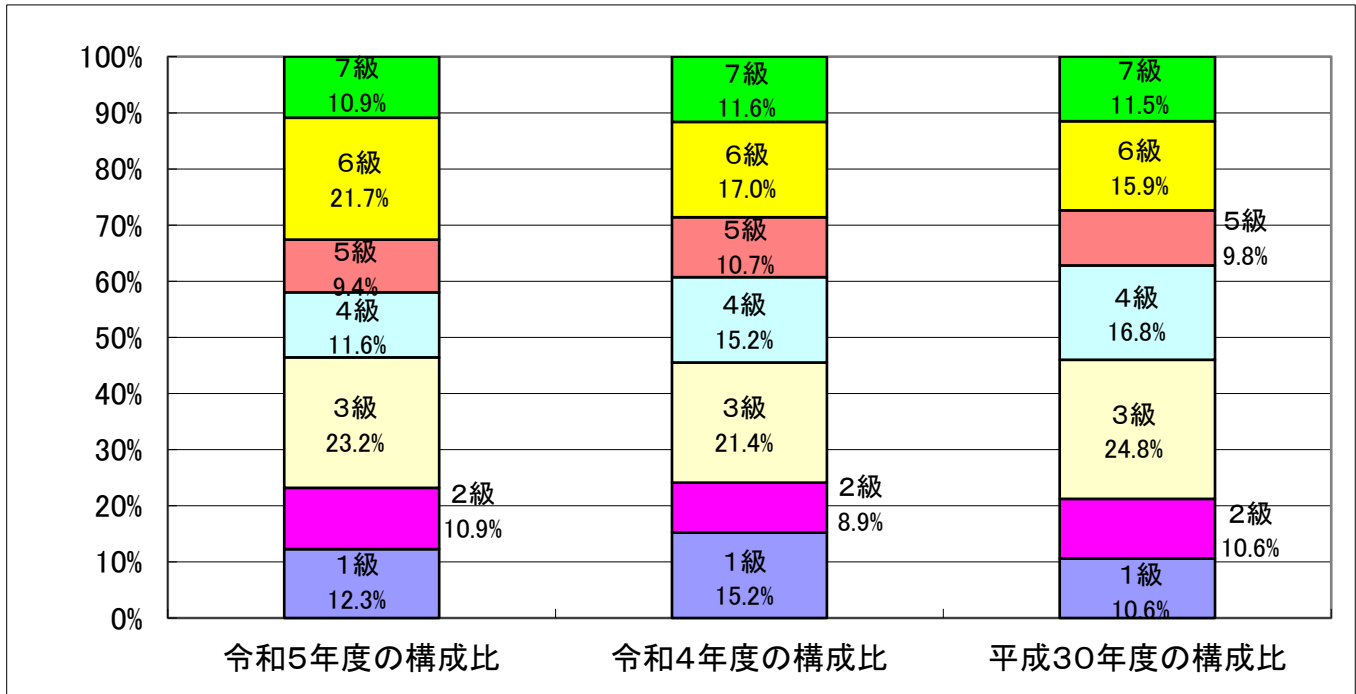
区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	250,667 円	336,220 円	394,625 円	394,140 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

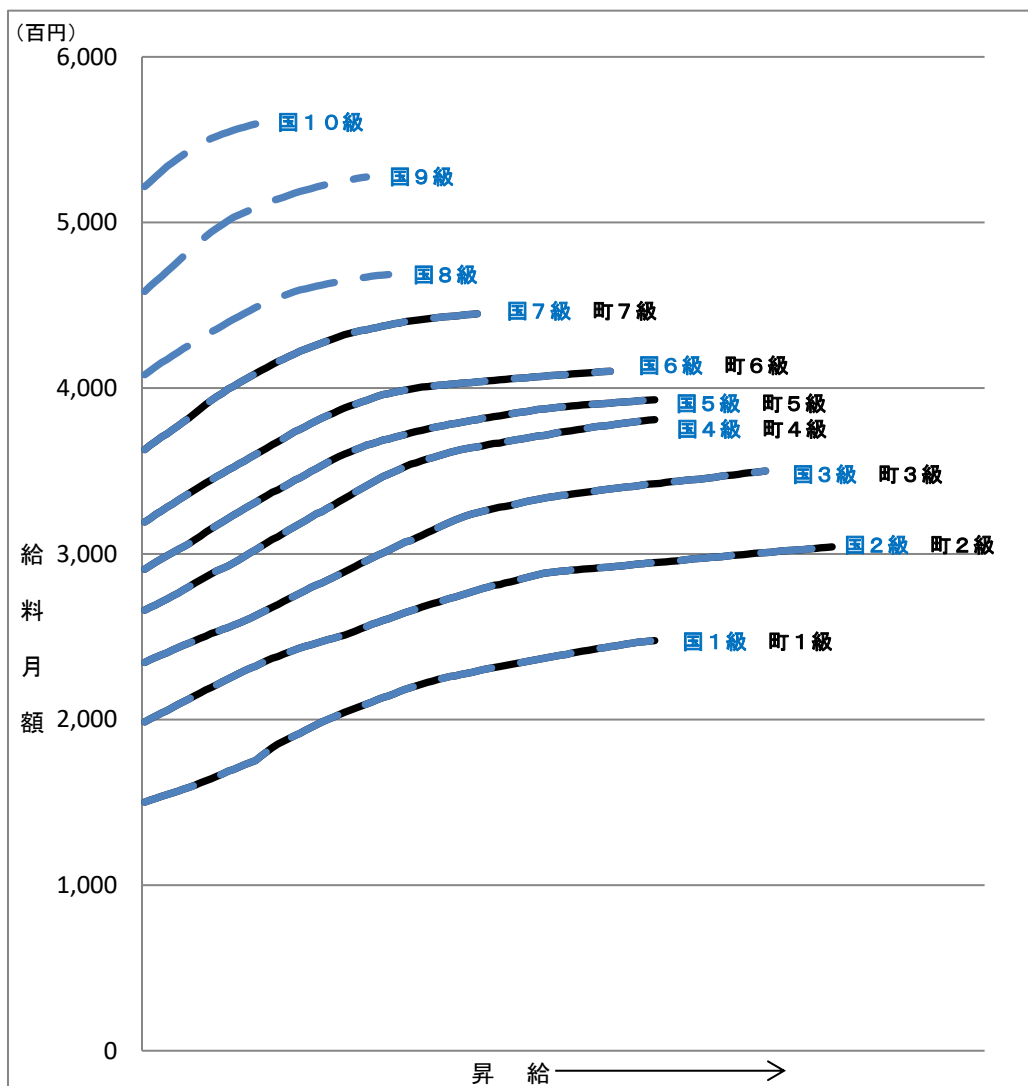
(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	課長	13 人	11.5 %	362,900 円	444,900 円
6 級	主幹	23 人	20.4 %	319,200 円	410,200 円
5 級	副主幹	12 人	10.6 %	290,700 円	393,000 円
4 級	主査	14 人	12.4 %	266,000 円	381,000 円
3 級	主任	25 人	22.1 %	234,400 円	350,000 円
2 級	主任主事	12 人	10.6 %	198,500 円	304,200 円
1 級	主事	14 人	12.4 %	150,100 円	247,600 円

- (注) 1 松伏町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況 (松伏町)

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準、の区分				
標準、下位の区分				○
標準の区分のみ(一律)		○		
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

松伏町	埼玉県	国
1人当たり平均支給額(4年度) 1,500 千円	1人当たり平均支給額(4年度) 1,650 千円	—
(4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15% ・管理職加算0%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

(注)1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

2 国及び松伏町においては、令和3年人事院勧告における0.15月の引き下げ分(4.45月→4.3月)を令和4年6月期で調整。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(松伏町)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準、の成績率				
標準、下位の成績率				○
標準の成績率のみ(一律)		○		
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (令和5年4月1日現在)

松伏町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額 21,802 千円			1人当たり平均支給額 — 千円		

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績(4年度決算)		44,041 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)		228,193 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
松伏町全域	6 %	196 人	6 %

(4) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績(4年度決算)		107 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)		8,262 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(4年度)		6.77 %		
手当の種類(手当数)		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(4年度決算)	左記職員に対する支給単価
行旅死亡人取扱手当	福祉職員	行旅死亡人の取扱	千円	400円/1件
防疫作業手当	衛生職員	感染症等患者救護 感染症等病原体処理 感染症等病原体家畜防疫	105千円	400円/1件
		新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に接して行う作業		3,000円/1件 または 4,000円/1件
災害出動手当	全職員	火災及び水災事故等出動	2千円	400円/1件

(5) 時間外勤務手当

支給実績(4年度決算)	32,667 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	224 千円
支給実績(3年度決算)	30,735 千円
職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)	211 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)
扶養手当	・扶養親族のある職員に支給 ・一か月当たり支給単価 ①配偶者・6,500円 ②子ども・10,000円 ③その他・6,500円 ④16~22歳の子ども・5,000円加算	同じ	—	千円	円
	21,402			220,639	

住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅に居住し、世帯主である者及び住宅を賃借し、居住している者に支給 ・一か月当たり支給単価 <ul style="list-style-type: none"> ① 自宅・・・4,800円 (新築等5年間・・・6,000円) ② 借家・・・家賃に応じ、支給(上限28,000円) 例) <ul style="list-style-type: none"> 家賃10,000円・・・支給なし 家賃40,000円・・・17,500円 家賃70,000円・・・28,000円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> 国の制度 ①なし ②同じ 	千円 15,872	円 135,658
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・片道2km以上を通勤する職員に支給 ・一か月当たり支給単価 ① 電車及びバス等利用・・・定期券代等相当額(上限なし) ② 車、バイク及び自転車等使用・・・通勤距離に応じ、支給(上限32,100円) 例) <ul style="list-style-type: none"> 通勤距離3.0km・・・2,500円 通勤距離6.0km・・・5,100円 通勤距離9.0km・・・6,100円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> 国の制度 ① 上限55,000円 ② 上限31,600円 通勤距離に対する支給額 例) <ul style="list-style-type: none"> 通勤距離3.0km・・・2,000円 通勤距離6.0km・・・4,200円 通勤距離9.0km・・・4,200円 	千円 16,602	円 100,615
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・管理又は監督の地位にある職員に支給 ・一か月当たり支給単価 ① 課長等・・・50,000円 ② 室長・・・45,000円 ③ 主席主幹等・・・40,000円 ④ 主幹等・・・35,000円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> 国の制度 ① 一種・・・139,300円～117,100円 ② 二種・・・104,200円～88,500円 ③ 三種・・・82,200円～72,700円 ④ 四種・・・66,400円～55,500円 ⑤ 五種・・・51,900円～46,300円 	千円 21,360	円 464,348

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	734,000 円 (減額措置なし 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 920,000 円 / 580,800 円	
	副 町 長	621,000 円 (減額措置なし 円)	760,000 円 / 522,000 円	
報 酬	議 長	312,000 円 (減額措置なし 円)	499,000 円 / 252,000 円	
	副 議 長	255,000 円 (減額措置なし 円)	430,000 円 / 202,000 円	
	委 員 長	241,000 円 (減額措置なし 円)	— 円 / — 円	
	議 員	235,000 円 (減額措置なし 円)	400,000 円 / 174,000 円	
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(4年度支給割合) 4.40 月分		
	議 長 副 議 長 委 員 長 議 員	(4年度支給割合) 4.40 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 734,000×在職月数×0.4025	(1期の手当額) 14,180,880 円	(支給時期) 任期毎
	副 町 長	621,000×在職月数×0.2415	7,198,632 円	任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 期末手当は、令和3年人事院勧告における0.15月の引き下げ分(4.45月→4.3月)を令和4年6月期で調整。
 3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

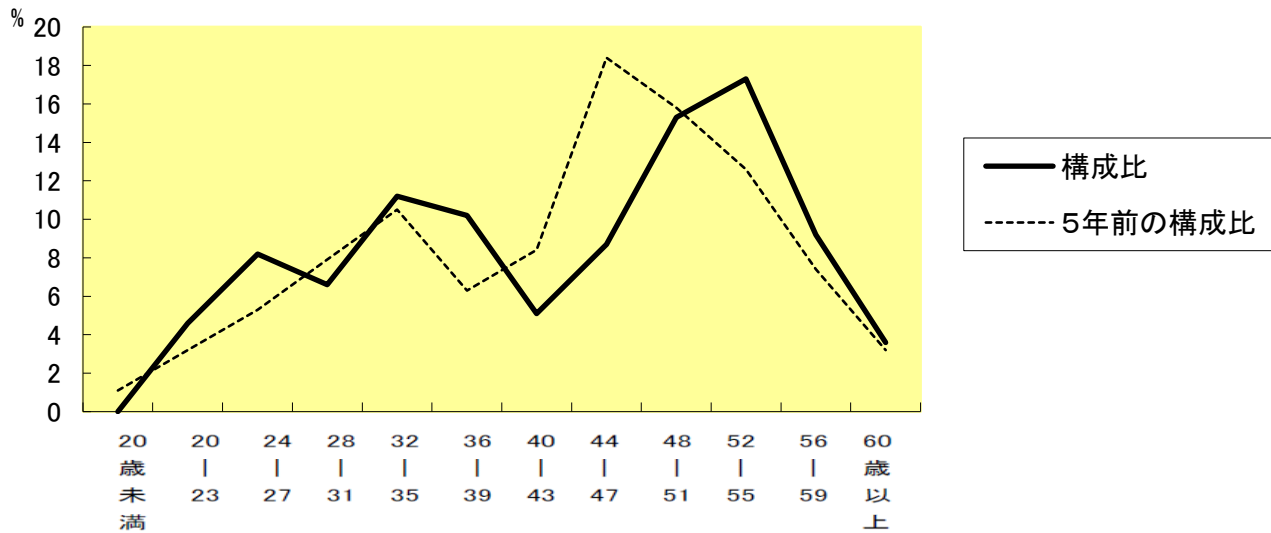
(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和4年	令和5年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	3	3	0	全体の職員数と業務量を勘案 業務増による
		総務企画	44	44	0	
		税務	20	21	1	
		民生	40	41	1	
		衛生	17	17	0	
		農林水産	7	7	0	
		商工	3	3	0	
		土木	19	19	0	
	計	153	155	2	<参考> 人口1万当たり職員数 54.58 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 52.99 人)	
	教育部門	26	26	0		
消防部門						
小 計	179	181	2	<参考> 人口1万当たり職員数 63.74 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 66.46 人)		

公 営 企 業 計 等 部 門	下水道 その他	3 11	3 12	0 1	「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」 事業の実施のため
	小計	14	15	1	
合計		193 [247]	196 [247]	3 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 69.03 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	9人	16人	13人	22人	20人	10人	17人	30人	34人	18人	7人	196人

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別 \ 年度	30年	31年	R2年	R3年	R4年	R5年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	150	149	153	151	153	155	5	(3.3%)
教育	26	26	25	26	26	26	0	(0.0%)
普通会計計	176	175	178	177	179	181	5	(2.8%)
公営企業等会計計	14	14	14	14	14	15	1	(7.1%)
総合計	190	189	192	191	193	196	6	(3.2%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。